

重度障がい者の方の就業中の介助を支援します

重度障がい者就業支援事業の概要

常時介護を必要とする重度障がい者の方を対象に、就業中における日常生活上の介助を支援する事業を令和2年度に政令市において、試行実施します。

対象となる方

重度訪問介護の利用者（大阪市または堺市から支給決定を受けている方）で、かつ個人事業主の方が対象です。

※ただし、所得制限があります。（本人年収1,000万円）

支援の内容

就業中、就業に伴う移動中または休憩時間中の日常生活に係る介助に係る費用を補助します。

利用者負担

原則1割ご負担いただきます。ただし、非課税の方は免除となります。

※8時間利用の場合、1日当たり1,920円～4,480円

※ 大阪府「重度障がい者就業支援事業」は、大阪府ホームページ（左下のQRコードまたはインターネットにアクセスし下記のワードで検索）に掲載していますので、参考にしてください。



大阪府 重度障がい者就業支援

検索

《問合せ先》

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 制度推進グループ

電話番号 06-6941-0351（内線2464）

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

電話番号 06-6208-8245

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

電話番号 072-228-7510